

| | |
|------|------|
| 通達区分 | 例規通達 |
| 有効期間 | 30年 |

県本部各部課長
県下各警察署長 殿

宮本監第141号
令和8年2月25日
宮城県警察本部長

宮城県警察規律振粛対策推進要綱の改正について（通達）

警察職員の規律振粛を図り、非違事案の防止に資するため、別添のとおり宮城県警察規律振粛対策推進要綱を改正したので、遺漏のないようにされたい。

なお、改正の要点等は下記のとおりであり、これに伴い、「宮城県警察規律振粛対策推進要綱の改正について（通達）」（平成26年3月12日付け宮本監第416号）は、廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 規律振粛推進会議の開催規程を廃止した。
- (2) この通達中に記載の名称及び文言を改めた。

2 施行年月日

令和8年3月1日

別添

宮城県警察規律振粛対策推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、宮城県警察職員（以下「職員」という。）の規律振粛を図り、組織全体の厳正な規律を保持し、非違事案の未然防止等に資することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 所属長

警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等の長、警察学校長及び警察署長をいう。

2 幹部

所属の巡査部長以上の階級にある警察官及び同相当職にある一般職員で、部下職員を指導監督する立場にある者をいう。

3 部下職員

上位の階級の幹部に指導監督される立場にある職員をいう。

第3 所属長の責務等

1 所属長の責務

所属長は、自ら率先垂範して厳正な規律を保持するとともに、幹部による管理・監督作用を有効に機能させ、所属職員の厳正な規律の保持に努めなければならない。

2 幹部の留意事項

幹部は、部下職員の規律の保持に当たり、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 部下職員に対し、模範を示すこと。
- (2) 人格の陶冶に努め、規律の保持のための管理・監督作用の重要性を深く認識すること。
- (3) 部下職員と積極的に対話し、真の信頼関係を構築すること。
- (4) 所属における職員の規律振粛を図るため、次に掲げる事項について各種会議（幹部会議、定期会議等）を通じて協議、検討及び指示すること。

なお、各種会議において協議、検討及び指示した事項については、同会議録等に記録しておくこと。

ア 所属における職員の規律振粛に必要な指示、各種施策の計画及び実施に係る事項

イ 非違事案等発生時における再発防止対策

ウ 規律違反の問題点と対策

エ 事例に基づく小集団活動及び実戦塾のテーマの選定

オ 所属職員に対する指導教養の手法

カ その他所属長が必要と認める事項

第4 指導監督

1 指導監督の基本

幹部は、平素から非違事案の未然防止並びに実務能力及び勤務実績の向上を図るため、部下職員の勤務実態、個性、能力等を具体的に把握し、職務及び私生活面に関する必要な指導監督を行うものとする。

2 指導監督する事項

指導監督は、おおむね次の事項について行うものとするが、職務に関する指導監督に当たっては、別に定める目標設定制度と関連を持たせるものとする。

- (1) 服務及び勤務の状況
- (2) 規律の保持の状況
- (3) 訓示、指示等の遵守とその履行状況
- (4) 報告及び復命の状況並びにその適否
- (5) 業務処理、業務実績及び業務効率の状況
- (6) 秘密保持の適否
- (7) 文書の保管管理状況
- (8) 拳銃その他の給貸与品、備品及び消耗品の保管取扱状況
- (9) 環境整理、保全状況
- (10) 庁舎等施設の管理状況
- (11) 県民との応接の適否
- (12) 服装、礼式の適否
- (13) 公私両面での品性、素行の良否
- (14) 健康管理と体力錬成状況
- (15) その他必要と認める事項

3 指導結果の記録

指導監督した事項は、課又は係ごとの業務日誌等にその指導内容を簡記し記録しておくものとする。

また、部下職員に対する指導監督事項のうち、特に配慮すべき事項については、「別に定める宮城県警察職員生活指導要綱」第4-4に規定する身上関係記録に記載して所属長に報告しなければならない。

4 所属長への報告

職員は、職員の功労又は職員の非違を認めたときは、速やかに所属長に報告しなければならない。

第5 指導教養

所属長は、次の事項に配慮し、部下職員に対する指導教養を行うものとする。

- 1 会議等での意見発表、レポート提出等、部下職員が自ら考える指導教養の実施に配慮すること。
- 2 会議等への参加状況を把握し、職員の教養の受講状況に偏りがないように配慮するとともに、欠席者に対する補完教養を確実に行うこと。
- 3 部下職員の指導教養の理解、実践状況等について、定期又は随時に確認及び検証を行うこと。

第6 報告

所属長は、前記第4-4の規定により把握した事項及び所属において実施した規律振粛対策推進上の具体的な取組施策について、警務部監察課長を経て報告するものとする。